

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分

4月～6月 (29年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (30年度の課税証明書等を添付)

(2) 7月1日時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 [単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。]
		親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	・ 離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・ 親権者が存在するものの、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・ 成人に達している場合 ・ 未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・ 保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組等）
- ・ 収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校長に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入)